

# 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する 基本的な方針」の一部改正に関する意見募集について

平成 25 年 10 月 1 日  
内閣府男女共同参画局

## 1 意見募集の趣旨・目的

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成 13 年法律第 31 号。以下「法」という。）第 2 条の 2 において、主務大臣（内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めることとされています。

また、本年 6 月には議員立法により法の一部改正法（以下「改正法」という。）が成立しました（平成 26 年 1 月 3 日施行予定）。

つきましては、改正法の趣旨を踏まえ、基本方針の改正に向けた検討を行うに当たり、広く国民の皆様から意見を募集させていただきます。

## 2 募集する意見

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の一部改正案（概要）に対する意見

## 3 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載（上記 2 の意見募集資料）

(2) 内閣府ホームページにおける掲載（上記 2 の関連資料）

・基本方針（現行） <http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/houshin.pdf>

・改正法資料 <http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/dv2507.html>

## 4 提出方法・提出先

(1) 電子メール [i.danjo-e-vaw@cao.go.jp](mailto:i.danjo-e-vaw@cao.go.jp)

別添様式に必要事項をご記入の上、上記のメールアドレス宛てにお送りください。なお、件名は、「(パブコメ) 基本方針改正案に関する意見」としてください。

(2) FAX 03-3592-0408

別添様式に必要事項をご記入の上、上記の FAX 番号宛にお送りください。

(3) 郵 送

別添様式に必要事項をご記入の上、下記の住所宛にお送りください。

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

基本方針改正担当 宛

## 5 意見募集期間

平成 25 年 10 月 1 日（火）～ 平成 25 年 10 月 18 日（金）まで

※ 郵送の場合は、同日必着

## 6 その他

- (1) 御意見に対して個別には回答いたしかねますので、あらかじめ御承知おきください。
- (2) いただいた御意見は、個人情報を除き公表する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見は日本語でお願いいたします。

(別添様式)

**「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する  
基本的な方針」の一部改正に関する意見**

氏名又は団体名 \_\_\_\_\_

住所（市区町村までで結構です） \_\_\_\_\_

性別（該当する方に○をつけてください） 男 ・ 女

年齢 \_\_\_\_\_ 職業 \_\_\_\_\_

御意見の内容（1,000字程度を目安としてください。）